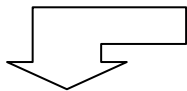


### 我が国における消費者問題の状況

- 1 消費生活相談件数 (※1)  
2012年度で年間約85万件  
※60歳以上の相談比率が10年前の2.5倍の3割超
  - 2 消費者被害の平均金額 (※1)  
契約購入額143万円, 既支払額59万円
  - 3 消費者被害に遭った人の割合 (※2)  
内閣府の国民生活選好度調査の結果では  
2006年度で全体の2.6%  
※ 交通事故0.6%、刑法犯1.2% (2007年)
  - 4 消費者被害による経済的損失額 (※2)  
最大3兆4000億円  
※ 契約金額ベースの推計 (2007年)
  - 5 公的機関に消費者権利を擁護されていると感じている国民意識 (※2) 「被害の金銭的救済」  
<日本> 感じる6.9% 感じない74.7%  
<オランダ> 同 80% 同 17%
- (出典)  
※1 国民生活センター編「消費生活年報2013」  
※2 内閣府「平成20年度国民生活白書」



消費者の行使できる権利(私法実体法)の不十分さ

- <消費者による対応>  
被害の当事者  
=時間・証拠・意欲あり  
→悪質事業者の駆逐役には最適な存在ではないか。  
※ 適格消費者団体の存在

### 社会的な損失

- <消費者市場>  
消費者が支出する総額(家計最終消費支出)は283兆円  
※国内総生産(GDP)に占めるシェアは約59.4%(2012年度)  
(消費者庁「平成25年度消費者白書」)  
★消費者=不本意な契約への支出・拘束を余儀なくされる不利益  
★事業者=本来なら消費者に支持されない劣悪な販売方法や契約条件しか提供していない事業者健全な事業者が売上げを奪われるという社会正義に反する事態。

### 健全な消費者取引市場の実現

- <行政による対応>  
被害の確認時間・根拠法令が必要マンパワーの問題  
→ 後追い、被害回復なし  
<健全な事業者による対応>  
実態把握・証拠確保の困難さ、コストの問題  
→ 限界あり

現行の民法 : 消費者を含む社会的弱者一般に適用可能な法律であるが、弱者救済に活用できる具体的規定が不十分。「消費者」に関する規定も存在しない。  
現在の消費者契約法 : 消費者契約を対象とした「不当勧誘行為に対する消費者取消権」と「不当条項規制」を規定している法律であるが、規定の対象が狭く不十分。債権各論に関する規定なども無い。中小零細事業者の救済も難しい。

- #### 民法改正
- 1 情報提供義務・説明義務の明定 (×)
  - 2 暴利行為規定の明文化・現代化 (×)
  - 3 消費者契約の特則 (×)
  - 3 格差契約に関する解釈規定 (×)
  - 4 不当条項規制の導入(約款以外は×)
  - 5 不実表示 (?)
  - 6 約款規定の導入 (?)
  - 7 個人保証制度の見直し (△)
- ※「消費者保護規定は消費者契約法で立法」

- #### 消費者契約法改正
- ① 適用範囲の見直し(消費者概念など)
  - ② 不当勧誘行為規定の見直し(消費者取消権の要件見直しと拡張、行使期間、効果、情報提供義務・説明義務、損害賠償請求権、不招請勧誘、消費者公序など)
  - ③ 不当条項規定の見直し(現行法の要件見直しと不当条項リストの追加など)
  - ④ 消費者契約の特則(継続的契約の任意解約権、抗弁接続など)